

国際的な化学物質管理のための 戦略的アプローチについて

(Strategic Approach to International
Chemicals Management)

環境省環境安全課
戸田英作

1

＜戦略的アプローチ＞

Strategic Approach to International
Chemicals Management

- 2020年目標：化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること
 - リスク削減
 - 知識、情報と公衆の意識
 - ガバナンス
 - 能力向上と技術支援
 - 不法な国際取引の防止
 - 財政的事項
 - 原則とアプローチ
 - 実施と進捗の評価

2

＜国際的な取組＞

Strategic Approach to **International** Chemicals Management

- 化学物質のグローバルな生産・消費
 - 特に途上国において生産・使用量増加
- 国際調和・国際協調の必要性
 - OECDを通じた安全性データの相互受け入れ
 - 分類・表示の国際調和 (GHS)
 - 国際協調による安全性評価
- 対処能力の南北格差

3

＜化学物質の管理＞

Strategic Approach to International **Chemicals Management**

- 対象範囲:工業化学品・農業用化学品
- 化学物質の生産、消費、廃棄などの全ライフサイクルをカバー
- 化学品の製造のみならず、非意図的な放出も対象
- 有害性と暴露を考慮したリスクの科学的な評価と削減
- 予防的アプローチの適用

4

SAICMの経緯

－国際的な化学物質対策の進展－

- 1971 OECD化学品プログラム開始
- 1985 オゾン層保護のためのウィーン条約
- 1992 地球サミットで「アジェンダ21」採択
(第19章:有害化学物質の管理)
- 1994 化学物質の安全性に関する政府間
フォーラム設立
- 2002 ヨハネスブルグサミットにおいて、
SAICM作成を決定

5

SAICMの経緯

－国際会議－

- 2003年11月 第1回SAICM準備会合 (バンコク)
- 2004年10月 第2回SAICM準備会合 (ナイロビ)
- 2005年3月～6月 世界5地域で地域会合が開催
－アジア太平洋地域会合は4月、バンコクで開催。
－先進国グループ会合は6月、パリで開催。
- 2005年6月 第1回拡大ビュロー会合 (ストックホルム)
- 2005年9月 第3回準備会合 (ウィーン)
- 2005年11月 第2回拡大ビュロー会合
- 2006年2月 国際化学物質管理会議 (ドバイ)

6

SAICMの実施

- 2006年2月 国連環境計画 (UNEP) 特別管理理事会においてSAICMを承認
- WHO、ILO等の他の国際機関にも承認のため提出
- 国際化学物質管理会議 (International Conference on Chemical Management) — 2009年、2012年、2015年、2020年に開催
- 地域会合の開催: 具体的な計画は未定

7

SAICMの構成

- 国際的な化学物質の管理に関するドバイ宣言
 - 30項目からなる閣僚レベルでの政治宣言
- 包括的方針戦略
 - I 序
 - II スコープ
 - III 必要性
 - IV 目的 — リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上と技術協力、不正な国際取引
 - V 財政に関する考慮
 - VI 原則とアプローチ
 - VII 実施と進捗の評価
- 世界行動計画
 - 関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ

8

国際的な化学物質の管理に関する ドバイ宣言

- 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- 公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

9

包括的方針戦略（1）

- リスク削減
 - 2020年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討される物質群は、残留性蓄積性有害物質（PBT）、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。
- 知識と情報
 - 化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ガバナンス
 - 化学物質管理のための包括的、効果的、透明でな適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- 能力向上及び技術協力
 - 先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- 不法な国際移動

10

包括的方針戦略(2)

- 財政的考慮
 - 先進国の任意拠出による「SAICMクイックスタートプログラム」を開始。
 - 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
 - 経済的手法、外部コストの内部化について検討
- 原則とアプローチ
 - リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認
- 実施と進捗の評価
 - 2020年までに国際化学物質管理会議を4回開催
 - SAICM事務局をUNEPに設立 (WHO等も協力)
 - 必要に応じ、地域会合を開催

11

世界行動計画

- SAICM実施のためのガイダンス文書
 - これまでの地域会合、準備会合で提案された273項目の行動について、実施主体、スケジュールなどが示されている。
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 国家の化学物質管理の評価• 人の健康保護• 子供たちと化学物質安全• 労働安全衛生• GHSの実施• 高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減• 駆除剤のプログラム• 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減• クリーナープロダクション (よりクリーンな製造)• 汚染された土地の浄化• ガソリン中の鉛• 適正な農業の実施• PBT、vPvB、発がん性、変異原性物質、生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある物質、POPs• 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質、高生産量化学物質、開放系利用化学物質、その他の国レベルでの懸念のある化学物質• リスク評価、管理とコミュニケーション• 廃棄物管理(と最小化)• 化学物質による緊急事態における防制的・対応措置 | <ul style="list-style-type: none">• 研究、モニタリングとデータ• 有害性データの生成と入手可能性• 産業界の参加と責務の強化• 情報管理と周知• ライフサイクル• PRTR-国家的、国際的登録制度の創設• 教育と訓練 (市民の自覚)• 関係者の参加• 化学物質適正管理のための統合的国家プログラム• 国際的協定• 社会経済的考慮• 法律・政策・体制面• 法的責任と補償• 進捗状況の確認• 保護区域• 有毒で危険な製品の不法な取引の防止• 貿易と環境• 市民社会と公益のための非政府組織 (NGO) の参加• 国家行動を支援する能力向上 |
|--|--|

12

我が国の対応

—第三次環境基本計画案—

- 第1次環境基本計画（平成6年）：環境リスクの概念を提示
- 第2次環境基本計画（平成12年）：多様な対策手法（規制、自主的取組）による取組を提唱
 - － 化審法改正、ダイオキシン対策、大防法（自主的取組等）などの成果
- 第3次環境基本計画：平成18年2月意見募集開始
 - － 2025年頃の社会における目標を設定
 - － 化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
 - － 科学的知見と予防的アプローチを考慮したリスクの管理
 - － 環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
 - － 国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献

13

第三次環境基本計画

—暴露・有害性情報の不足の解消—

- 既存化学物質の安全性点検の加速化
 - － 約2万種の既存化学物質のうち、平成16年度までの安全性調査済み又は調査着手済みの既存化学物質の数は、分解性・蓄積性が1455物質、人毒性が275物質、生態毒性が438物質
 - － 官民連携により高生産量化学物質の有害性情報を収集・発信する「JAPANチャレンジプログラム」を推進
 - － 構造活性相関などの簡易・迅速な安全性評価手法を開発し、人の健康・環境への影響を評価し、適切な管理を推進促進
- 環境モニタリングの推進
 - － 大気・水・底質などの環境媒体、生体試料の分析を強化
- 暴露情報の整備の推進
 - － 製造量、使用量、用途等の環境リスク評価に必要な情報を把握
 - － 2020年までに、製造・輸入から使用・消費・廃棄に至るまでの化学物質のトータルな流れを把握

14

第三次環境基本計画

ー環境リスクの管理ー

- ・ 発生源周辺の居住地域も含めて環境基準や指針値を維持・達成
- ・ 利用可能な最良の技術 (BAT: Best Available Techniques) 又は環境のための最良の慣行 (BEP: Best Environmental Practices) を用いた環境負荷低減対策を推進
- ・ 製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進
- ・ 化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減、予防的取組方法、代替物質の環境リスクを考慮
- ・ 有害化学物質の使用・排出抑制、より安全な代替物質への転換等の事業者の自主的な取組を支援
- ・ 残留性有機汚染物質、有害な重金属、発がん物質等、特に懸念すべき物質については、地球規模での汚染の低減に資する観点も含め、できる限り環境への排出を抑制
- ・ 過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等の負の遺産については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、適正な処理等の対応

15

第三次環境基本計画

ーリスクコミュニケーションの推進ー

- ・ レスポンシブル・ケア等の自主的な取組をさらに推進
- ・ 化学物質の有害性や製造、使用、排出等の情報提供のため、データベースの構築、リスクコミュニケーションの場の提供等の取組
- ・ 個々の消費者が商品の選択、使用、廃棄等において、化学物質による環境リスクの低減に役立つ取組を行うことができるよう、商品における化学物質の使用、有害性、環境への配慮についての情報提供
- ・ 環境教育の推進

16

第三次環境基本計画

－国際的取組－

- 我が国の経験を生かした国際貢献の強化
 - － POPモニタリングの主導、地球規模での重金属対策に寄与
 - － 開発途上国における化学物質管理システムへ構築への技術的支援を推進
- 国際的な調和の推進と企業の技術開発インセンティブの向上
 - － 各国の規制・体系のうち参考になるものは導入
 - － 化学物質の評価・管理手法の国際的な調和の推進とともに、我が国の取組に関する情報を世界へ発信
 - － 2008年までに化学物質の分類・表示に関する世界調和システムを実施

17

我が国におけるSAICMの実施

- SAICM関係省庁連絡会議
 - － 環境省、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
 - － SAICMの採択を受けて会合を開催、今後の取組を検討
- その他の関係省庁連携体制
 - － 人体に有害な影響のある化学物質に関する関係省庁連絡会議
 - － POPs条約関係省庁連絡会議
 - － GHS関係省庁連絡会議
 - － IFCS関係省庁連絡会議 等

18